

## 「COP10」生物と企業活動の関係（グローバル）

### 1. 「COP10」とは？

COPは、「Conference of the Parties」の略称で、国際条約を結ぶ国や地域が集まって開催する会議を意味します。「COP10」は、昨日18日(月)から名古屋で開催した「生物多様性条約第10回締約国会議」のことです。この「生物多様性条約」は、生態系の破壊や種の絶滅が進めば、自然の恩恵なしでは生きられない人類も減ってしまうという危機感から、1992年に採択されたものです。

### 2. 最近の動向

昨日から名古屋で開催した「COP10」は、今月の29日(金)に条約加盟国(193カ国・地域)で『名古屋議定書』を採択して終わる予定です。

約2週間にわたり、地球上の豊かな生態系を守るための目標づくりや、生物を資源として利用する際の「国際ルール」などが話し合われます。

昨日の開会式では、議長の松本龍環境相が「地球の将来について真剣に議論し、解決策を模索したい。美しい地球を次の世代につなげることは、各国共通の願いだ」と訴えました。



### 3. 今後の展開

現在、先進国の企業間では、製品開発の原材料として海外の動植物や微生物を利用する動きが活発化しています。例えば、国内の石油関連企業ではベトナム南部に生息する「藻類」に注目。光合成で重油並みの成分を作る性質に着目し、CO2削減をにらんだバイオ燃料の材料として検討しています。そして、いくつかの製薬企業では、薬の開発に不可欠な微生物の探索範囲をアフリカにまで拡大しています。

今回の会議を経済的な角度から見た場合のポイントは、企業が生物資源の利用で獲得した利益を、新興国や途上国に還元する仕組みの再構築です。これまで、この仕組みは存在しましたが、今回の会議では新興国や途上国が利益配分の大幅な拡大を要求してくることが予想されます。その場合、研究開発費の増加などにより、企業業績の低下につながるなどが懸念されます。

地球上で生息が確認された生物は約200万種と言われていますが、未だ確認されていない生物を含めると数百万から3,000万種との見方もあります。つまり、未だ発見されていない生物の種類が多ければ多いほど、企業の製品開発力の伸びにつながるということが出来ます。多様な動植物が数多く生息する熱帯雨林などの地域が多い新興国や途上国の存在は、このような形でも世界経済における存在感を増しています。

弊社マーケットレポート

検索!!

2010年10月08日【デイリー No.696】IMFの世界経済見通し(2010年10月)～2011年の成長率見通しを下方修正～

2010年10月01日【キーワード No.415】2025年の食料消費(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものであり、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社